

令和 5 年度旅行業法遵守状況・旅行業安全確保状況自己点検実施要領

令和 5 年度における兵庫県知事登録旅行者、旅行者代理業者（以下、旅行者等）及び旅行サービス手配業者の旅行業法遵守状況・安全確保状況に関する自己点検は、次の要領で実施する。

1 自己点検の実施者

兵庫県知事登録を受けた旅行者等及び旅行サービス手配業者において営業所ごとに実施するものとする。

2 自己点検の実施期限

令和 6 年 2 月 16 日（金）までに実施するものとする。

3 自己点検の内容

次に掲げる状況について、別紙項目の点検を実施するものとする。

（1）旅行業法遵守状況

- ① 旅行者・旅行者代理業者対象 【別紙 1 - 1】
- ② 旅行サービス手配業者対象 【別紙 1 - 2】

（2）旅行業安全確保状況

- ① 全登録者対象 【別紙 2】
- ※別紙は兵庫県 HP からダウンロードできます。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr16/ryokogyo03.html>

4 点検結果の提出方法

主たる営業所において全営業所の旅行業安全確保状況に関する自己点検表（別紙 2 の写し）を回収し、まとめて以下の送付先宛て郵送又は FAX にて提出すること。

（1）提出期限：令和 6 年 2 月 16 日（金）必着

（2）送付先

- ① （一社）全国旅行業協会会員
（一社）全国旅行業協会兵庫県支部
〔住所〕〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6-1-4 オフィス下山手 4 階
〔TEL〕078-351-0659
- ② （一社）全国旅行業協会会員ではない旅行者、旅行者代理業者及びサービス手配業者
兵庫県産業労働部観光局観光振興課（担当者：林）
〔住所〕〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
〔FAX〕078-362-4275

5 自己点検の方法及び点検結果

各営業所に点検責任者を定めて、別紙様式により自己点検を実施し、点検の結果、遵守されていない事項がある場合には、直ちに改善措置を講じること。

自己点検表について、旅行者等及び旅行サービス手配業者の主たる営業所においては全営業所の点検結果を、その他の営業所においては当該営業所の点検結果を 2 年間保管するものとする。なお、旅行者代理業者の点検結果については、その所属旅行者の主たる営業所においても、内容を確認のうえ、2 年間保管するものとする。